

大阪市条例第15号

大阪市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

大阪市児童福祉審議会条例（平成30年大阪市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>25人</u> 以内で組織する。	(組織) 第2条 審議会は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。